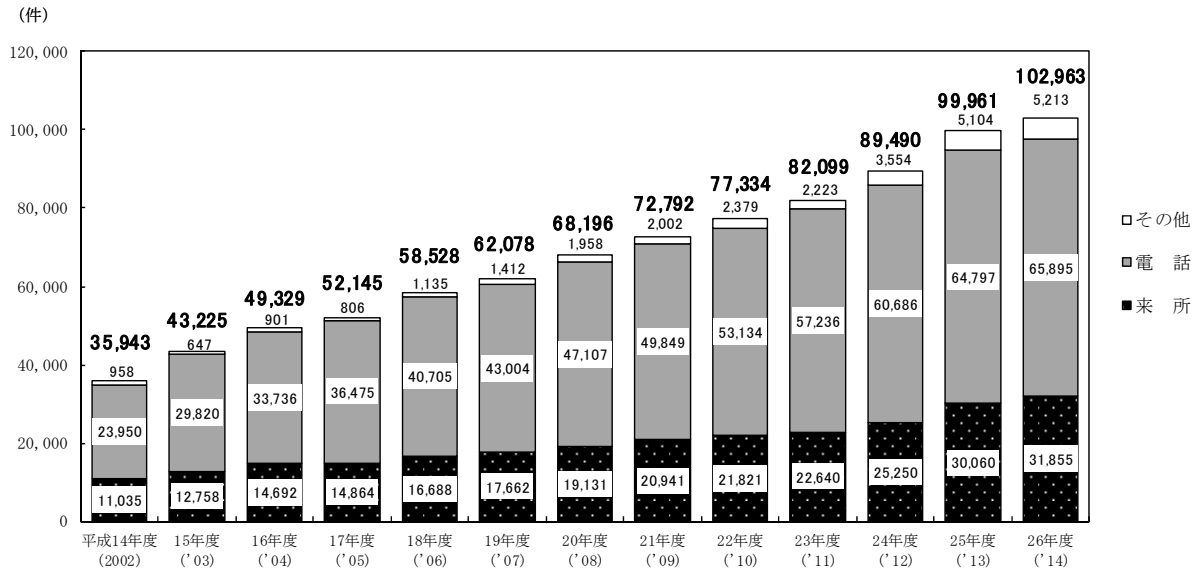


配偶者からの暴力に関するデータ

1 配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数

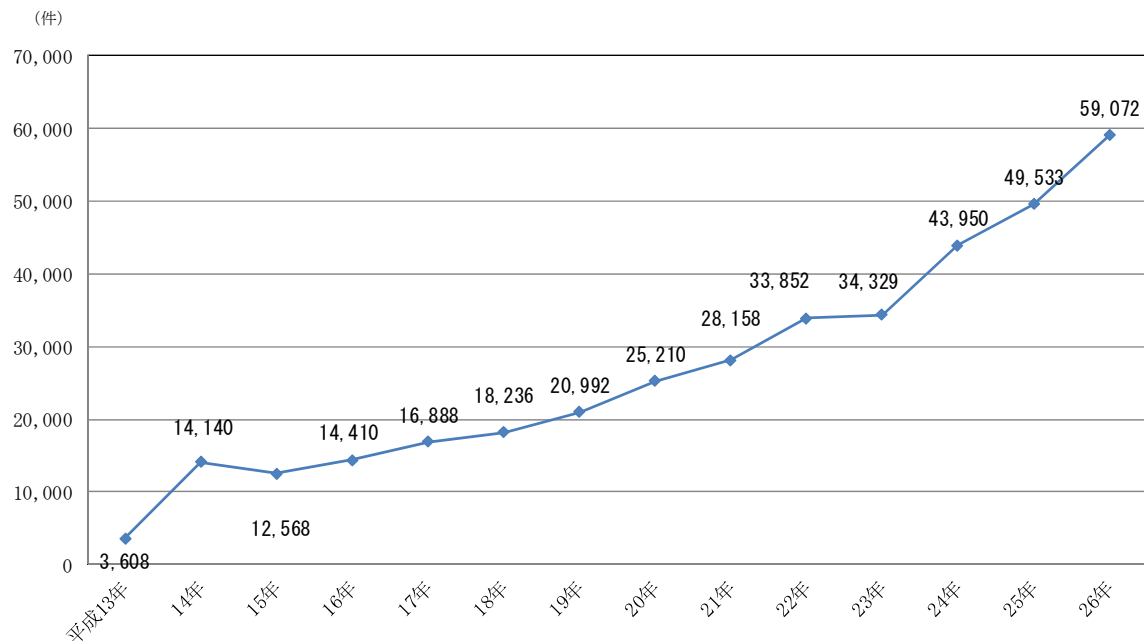


資料出所：内閣府調べ

(備考)

配偶者暴力防止法に基づき、都道府県の婦人相談所など適切な施設が、支援センターの機能を果たしています。市町村が設置している支援センターもあります。相談件数は、平成 26 年 4 月 1 日～27 年 3 月 31 日の間の、全国の支援センター 247 か所（うち市町村設置の支援センターは 74 か所）における件数です。

2 警察における暴力相談等の対応件数

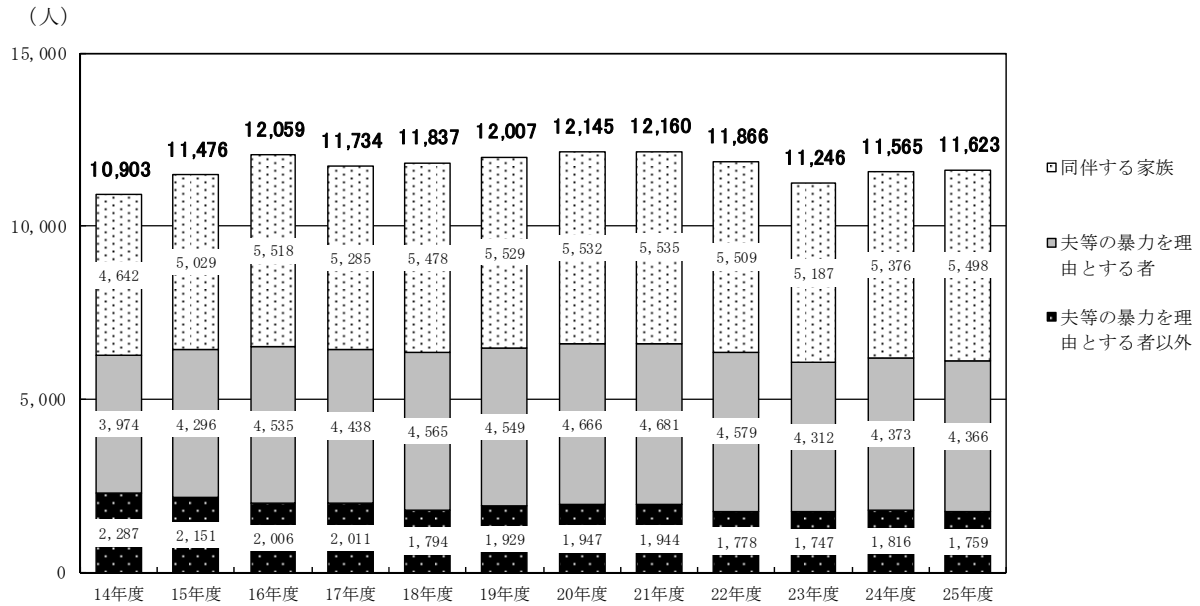


資料出所：警察庁調べ

(備考)

対応件数とは、都道府県警察において、配偶者からの暴力事案を相談、援助要求、保護要求、被害届・告訴状の受理、検挙等により認知・対応した件数です。

3 婦人相談所における一時保護件数

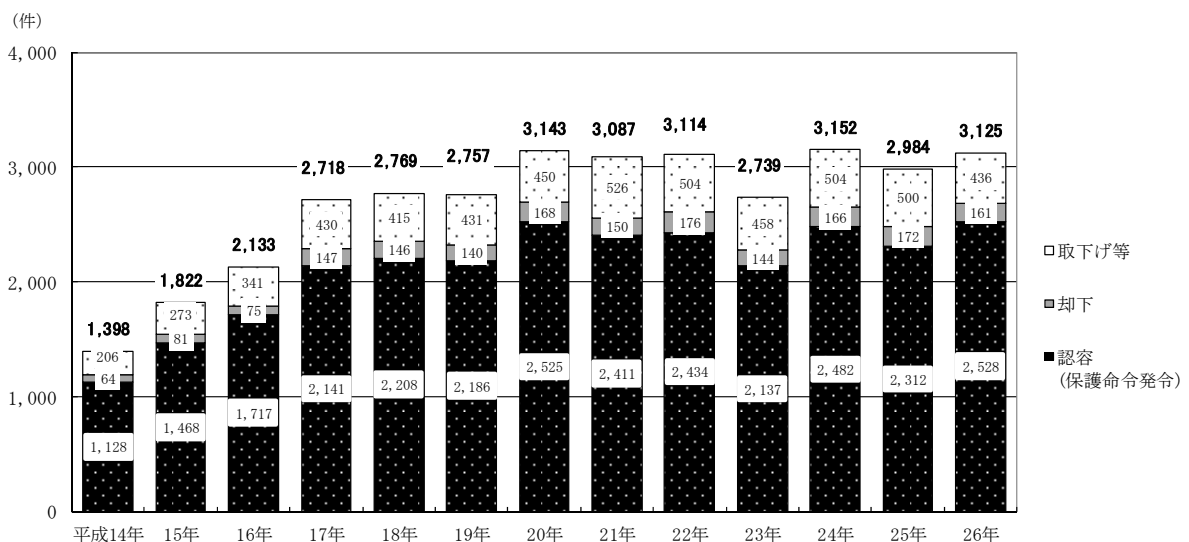


資料出所：厚生労働省調べ

(備考)

婦人相談所は、売春防止法に基づき各都道府県に必ず1つ設置されています。配偶者暴力防止法に基づき、被害者及びその同伴家族の一時保護を、婦人相談所又は厚生労働大臣が定める基準を満たす施設において行っています。婦人相談所は、配偶者からの暴力の被害者以外にも、帰住先がない女性や、人身取引被害者等の一時保護を行っています。

4 配偶者暴力防止法に基づく保護命令事件の既済件数

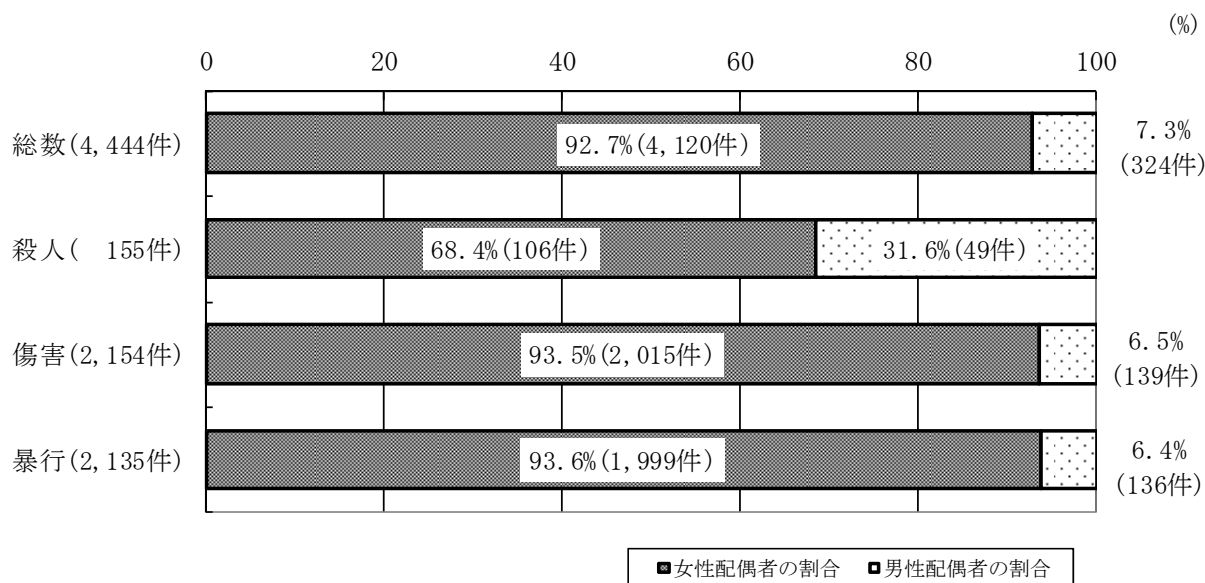


資料出所：最高裁判所提供の資料より作成

(備考)

配偶者暴力防止法に基づき、被害者が配偶者からの身体に対する暴力によりその生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときに、被害者からの申立てにより、裁判所が配偶者に対し保護命令を発します。

5 配偶者間（内縁を含む）における犯罪の被害者（検挙件数の割合）



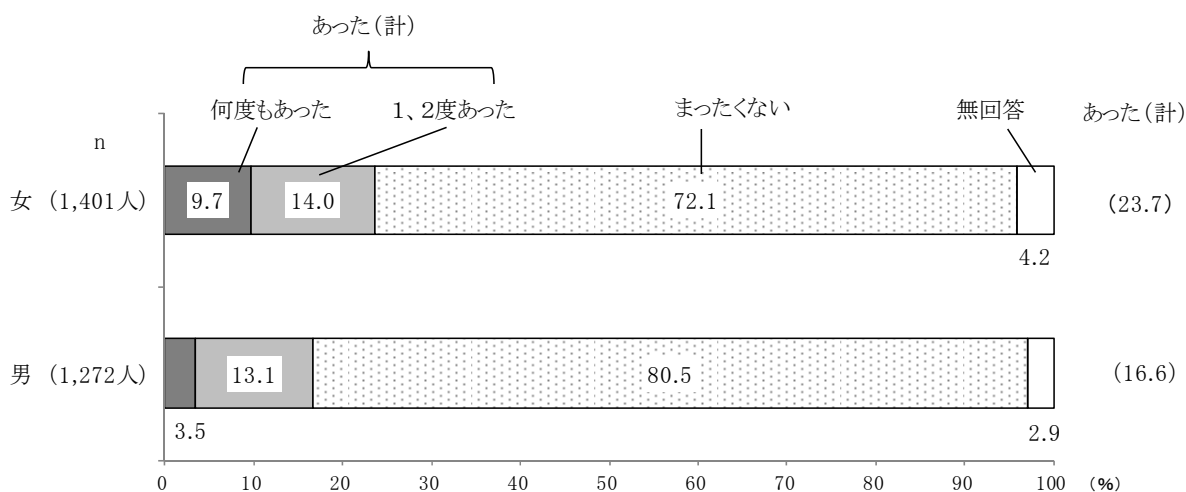
資料出所：警察庁調べ

(備考)

平成 25 年の犯罪統計に基づき、犯行の動機・目的にかかわらず、配偶者間で行われた殺人、傷害、暴行を計上しています。全てが配偶者からの暴力を直接の原因とするものではなく、例えば、殺人では囑託殺人、保険金目的殺人等、多様なものが含まれています。

6 アンケート調査による被害経験

配偶者（事実婚や別居中の夫婦、元配偶者も含む）から「身体的暴行」「心理的攻撃」「経済的圧迫」「性的強要」のいずれかを1つでも受けたことがある。



資料出所：内閣府「男女間における暴力に関する調査」（平成 26 年度調査）より作成

(備考)

全国 20 歳以上の男女 5,000 人を対象に行った無作為抽出アンケート調査によります（有効回収数（率）：3,544 人（70.9%）。「身体的暴行」「心理的攻撃」「経済的圧迫」「性的強要」はそれぞれ以下のとおりです。

1. 身体的暴行：なぐったり、けったり、物を投げつけたり、突き飛ばしたりするなどの身体に対する暴行を受けた。
2. 心理的攻撃：人格を否定するような暴言や交友関係や行き先、電話・メールなどを細かく監視したり、長期間無視するなどの精神的な嫌がらせを受けた、あるいは、自分もしくは自分の家族に危害が加えられるのではないかと恐怖を感じるような脅迫を受けた。
3. 経済的圧迫：生活費を渡さない、貯金を勝手に使われる、外で働くことを妨害された。
4. 性的強要：いやがっているのに性的な行為を強要された、見たくないポルノ映像等を見せられた、避妊に協力しない。